

## 2 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例2】の記載例の書き方(16ページ)を参照して書いてください。

① 提出先、提出日、申告年分(0□に「3」と書き、空白部分「確定」と書き)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。

② 住所(事業所を含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。

③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

**【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】**

上場株式等の配当等については、その支払の際に20.315% (所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収がされます。

また、上場株式等の配当等に係る配当所得について申告する場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます(※)。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります(62ページ参照)。

※ 上場株式等の配当等に係る利子所得は総合課税を選択することはできません。

※ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の⑬欄及び⑰欄に記載し、「申告書第一表」の④欄及び⑤欄には記載しません。

⑬欄から⑲欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑲欄の記載を省略し、⑲欄に源泉徴収票の「所得控除の合計額」欄の金額を記載することができます。この事例では、⑬欄、⑮欄、⑯欄、⑰~⑲欄の記載を省略しています。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

申告書B第一表

令和03年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

FA 2201

現在住所: F市△町9-8-7

氏名: 高松 三郎

職業: 会社員

申告の種類: 給与

収入金額等: 9065400

所得金額等: 7115400

源泉徴収額: 582600

申告納税額: 00

確定申告書の提出に当たり、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

令和03年分の確定申告書B用

令和03年2月16日

令和03年2月16日

令和03年2月16日

令和03年2月16日

第三表12欄へ(39ページ)

第三表29欄へ(39ページ)

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

住所: F市△町9-8-7

氏名: 高松 三郎

職業: 会社員

給与・賞与: 9065400

源泉徴収額: 582600

所得控除: 1147796

税引後金額: 31874円

住民税: 2000円

令和3年4月22日

N建設株式会社

## 3 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、【事例2】の17ページ、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

令和03年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

FA 2301

住所: F市△町9-8-7

氏名: 高松 三郎

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	項目	取金額	源泉徴収税額
給与	株式会社△商事	9,065,400	582,600
配当	株式の配当 N建設株式会社	40,000	6,126

合計額: 588,726円

確定申告書B第二表

源泉徴収税額合計額: 588,726円

第一表④欄へ(39ページ)

第一表⑮欄から⑲欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

確定申告書B第二表

社会保険料控除等に関する事項(⑬~⑱)

保険料等の種類

支払保険料等の計

うち年末調整等以外

○ 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項(⑲)

○ 配偶者や親族に関する事項(⑳~㉓)

○ 事業専従者に関する事項(㉔)

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税

事業税

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

第〇期 配当金明細書

ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1000株	4000円	40000円	15.315%	6126円	31874円

住民税率: 5%

住民税額: 2000円

株主: 高松 三郎

令和3年4月22日

N建設株式会社

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

申告する所得について、源泉徴収税額がある場合書いてください。

上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%の合計20.315%が源泉徴収されています。所得税及び復興特別所得税(15.315%)の税額は、「源泉徴収税額」欄に書いてください。

なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください(56ページ参照)。

この事例の場合、特定口座を通じて受け取った利子及び配当については源泉徴収されていませんので、記入の必要はありません。

住民税・事業税に関する事項

申告する上場株式等の配当等の住民税(5%)の税額は左欄の「配当割額控除額」欄に記入してください。

ただし、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○をする場合は記入しないでください。詳しくは57ページを参照してください。

「株式等譲渡所得割額控除額」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記載の必要はありません。

## 4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、【事例2】の18ページをご覧ください。また、所得から差し引かれる金額は、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

事例5(記載例)

## 5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。  
 なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

### 特例適用条文

この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37条の12の2）」（52ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、令和3年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」⑦欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」⑦欄に転記してください。

※ 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得等の金額のみを申告する場合、他に申告をすべき上場株式等に係る譲渡所得等の金額がありません。

### 《参考》

純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

令和03年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）

住所：F市△町9-8-7  
 氏名：高松 太郎

申告書第三表（分離課税用）（上部）

収入金額	所得金額
短期譲渡 軽減分 ④	
長期譲渡 軽減分 ⑤	
長期譲渡 特定分 ⑥	
長期譲渡 軽減分 ⑦	1900000
長期譲渡 軽減分 ⑧	1400000
長期譲渡 軽減分 ⑨	
長期譲渡 軽減分 ⑩	
長期譲渡 軽減分 ⑪	
長期譲渡 軽減分 ⑫	
長期譲渡 軽減分 ⑬	
長期譲渡 軽減分 ⑭	
長期譲渡 軽減分 ⑮	
長期譲渡 軽減分 ⑯	
長期譲渡 軽減分 ⑰	
長期譲渡 軽減分 ⑱	
長期譲渡 軽減分 ⑲	
長期譲渡 軽減分 ⑳	
長期譲渡 軽減分 ㉑	
長期譲渡 軽減分 ㉒	
長期譲渡 軽減分 ㉓	
長期譲渡 軽減分 ㉔	
長期譲渡 軽減分 ㉕	
長期譲渡 軽減分 ㉖	
長期譲渡 軽減分 ㉗	
長期譲渡 軽減分 ㉘	
長期譲渡 軽減分 ㉙	
長期譲渡 軽減分 ㉚	
長期譲渡 軽減分 ㉛	
長期譲渡 軽減分 ㉜	
長期譲渡 軽減分 ㉝	
長期譲渡 軽減分 ㉞	
長期譲渡 軽減分 ㉟	
長期譲渡 軽減分 ㊱	
長期譲渡 軽減分 ㊲	
長期譲渡 軽減分 ㊳	
長期譲渡 軽減分 ㊴	
長期譲渡 軽減分 ㊵	
長期譲渡 軽減分 ㊶	
長期譲渡 軽減分 ㊷	
長期譲渡 軽減分 ㊸	
長期譲渡 軽減分 ㊹	
長期譲渡 軽減分 ㊺	
長期譲渡 軽減分 ㊻	
長期譲渡 軽減分 ㊼	
長期譲渡 軽減分 ㊽	
長期譲渡 軽減分 ㊾	
長期譲渡 軽減分 ㊿	

この事例の場合、「特定口座年間取引報告書」の「①譲渡の対価の額（収入金額）」欄からそのまま転記してください。

確定申告書付表（1面下部）

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利息
Y証券大手支店	100,000 円	
N建設株式会社	40,000	
合計	140,000	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (②-③) (赤字の場合は0と書いてください。)	④	140,000

(注) 利息所得に係る負債の利息は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑤	79,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑥	0

## 6 第三表の税金の計算、その他の箇所を書きます。

第一表の所得金額等「⑫合計」欄に記載した金額（36ページ参照）と所得から差し引かれる金額「⑲合計」欄に記載した金額（36ページ参照）を転記してください。

### 「課税される所得金額」の計算

$$\text{⑫欄の金額 (赤字の場合は0円)} - \text{⑲欄の金額} = \text{A}$$

### Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑲欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください（詳しくは【事例2】の20ページを参照してください）。

この事例の場合、⑫欄の金額（7,115,400円）から⑲欄の金額（2,124,296円）を差し引いた残りの金額（4,991,000円）[1,000円未満切捨て]を⑲欄に書いてください。

### Aの金額が赤字の場合

【事例3】の26ページを参照してください。

⑲欄及び⑳欄の金額がいずれも1,000円未満の場合（赤字の場合も含まれます）、㉑欄の記入の必要はありません。

### 「税額」の計算

### 総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑲欄)	所得税の税率	控除額	総合課税の所得金額に対する税額
4,991,000円	× 0.2	- 427,500円	= 570,700円

.....(㉑欄に書きます。)

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	7115400
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑲)	2124296
課税される所得金額 (申告書第一表の⑲)	4991000
⑲ 対応分 ㉑	000
⑲ 対応分 ㉒	000
⑲ 対応分 ㉓	000
⑲ 対応分 ㉔	000
⑲ 対応分 ㉕	000
⑲ 対応分 ㉖	000
⑲ 対応分 ㉗	000
⑲ 対応分 ㉘	000
⑲ 対応分 ㉙	000
⑲ 対応分 ㉚	000
⑲ 対応分 ㉛	000
⑲ 対応分 ㉜	000
⑲ 対応分 ㉝	000
⑲ 対応分 ㉞	000
⑲ 対応分 ㉟	000
⑲ 対応分 ㊱	000
⑲ 対応分 ㊲	000
⑲ 対応分 ㊳	000
⑲ 対応分 ㊴	000
⑲ 対応分 ㊵	000
⑲ 対応分 ㊶	000
⑲ 対応分 ㊷	000
⑲ 対応分 ㊸	000
⑲ 対応分 ㊹	000
⑲ 対応分 ㊺	000
⑲ 対応分 ㊻	000
⑲ 対応分 ㊼	000
⑲ 対応分 ㊽	000
⑲ 対応分 ㊾	000
⑲ 対応分 ㊿	000

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

⑲ 対応分 ㉑	570700
⑲ 対応分 ㉒	
⑲ 対応分 ㉓	
⑲ 対応分 ㉔	
⑲ 対応分 ㉕	
⑲ 対応分 ㉖	
⑲ 対応分 ㉗	
⑲ 対応分 ㉘	
⑲ 対応分 ㉙	
⑲ 対応分 ㉚	
⑲ 対応分 ㉛	
⑲ 対応分 ㉜	
⑲ 対応分 ㉝	
⑲ 対応分 ㉞	
⑲ 対応分 ㉟	
⑲ 対応分 ㊱	
⑲ 対応分 ㊲	
⑲ 対応分 ㊳	
⑲ 対応分 ㊴	
⑲ 対応分 ㊵	
⑲ 対応分 ㊶	
⑲ 対応分 ㊷	
⑲ 対応分 ㊸	
⑲ 対応分 ㊹	
⑲ 対応分 ㊺	
⑲ 対応分 ㊻	
⑲ 対応分 ㊼	
⑲ 対応分 ㊽	
⑲ 対応分 ㊾	
⑲ 対応分 ㊿	

確定申告書付表（2面下部）

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	79,000
------------------------------------	--------

## 7 第一表の税金の計算、その他の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、【事例2】の21ページをご覧ください。また、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表（右上部）

課税される所得金額 (⑲-⑳)又は第三表又は第三表の別	570700
配当控除	
政令等寄附金等特別控除	
住宅耐震改修特別控除等	
差引所得控除額	00
災害減免額	570700
再取引所得控除(譲渡所得税額)	570700
復興特別所得税額 (㉑×2.1%)	11984
所得税及び復興特別所得税の額 (㉑+㉒)	582684
外国税額控除等	
源泉徴収税額	588726
申告納税額 (㉑-㉒-㉓)	△6042
予定納税額 (第1期分・第2期分)	
第3期分の税額 (納める税金)	00
納付される税金 (㉑-㉒)	6042

この事例では、特定口座開設前に受け取ったN建設の配当から源泉徴収されていた所得税及び復興特別所得税額相当額のうち、6,042円が還付されます。  
 なお、源泉徴収されていた配当割額控除額（住民税）については57ページの「参考事項2」を参照してください。

添付書類  
 この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、25ページの「添付書類」の2を参照してください。